

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年6月30日（火） 9：00～9：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	9 件
○国会提出案件	2 件
○公布（条約）	1 1 件
○公布（法律）	1 件
○政令	3 件
○人事	2 件
○配布	2 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、セルビア、パラグアイ、ザンビア及びタジキスタンとの各「投資協定」、「国際民間航空条約第50条（a）改正議定書等」並びに「万国郵便連合憲章の第12追加議定書等」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。これらの条約は、今国会で承認を得たものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ニジェール国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「防災白書」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、あかま大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「防衛省設置法等の一部改正法」が、26日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「衛星リモセン法施行令の一部改正令」及び「マイナンバー法施行令の一部改正令」は、犯罪収益移転防止法の一部改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、「防衛省職員給与法施行令の一部改正令」は、防衛省設置法等の一部改正法の一部の施行に伴い、若年定年退職者給付金を支給する者の範囲の拡大等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、高市内閣総理大臣が、日印首脳会談等のため、明日から7月3日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、山本達雄外63名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員河野洋平を、従二位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「通商白書」及び「労働力調査報告」があります。後程、「通商白書」につきましては経済産業大臣から、「労働力調査報告」につきましては総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、あかま大臣。

○あかま国務大臣：災害対策基本法において毎年国会に報告することとされている、いわゆる「防災白書」について御説明申し上げます。今年の白書では、「国難級の地震・津波」について、地震・津波のメカニズムを整理し、過去の主な地震・津波災害から得られた教訓を再確認するとともに、災害を「自分ごと」として捉え、主体的に備える行動について、特集として記載しています。閣僚各位におかれましては、今後も災害対策の推進について一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、経済産業大臣。

- 赤澤国務大臣：この度、「令和８年版通商白書」を取りまとめました。通商白書は、世界経済の動向と我が国の通商関係の課題について分析するもので、今回で７８回目となります。足下の世界経済は近年類を見ないほど不確実性を増し、サプライチェーンの強靱化等が喫緊の課題となっています。そうした課題へ対応していくに当たり、今回の通商白書では、新興国との関係構築の重要性や、新興国を巡る競争の激化を指摘しています。また、日本の対外投資等の進出における勝ち筋が新興国の課題解決にあることも、強みを活かした海外展開事例とともに述べています。本白書も踏まえつつ、米国や中国への対応と併せて、有志国と連携した自由貿易と法の支配の取組を進める「ハイブリッドな通商戦略」を引き続き展開してまいります。関係府省庁におかれても、御協力をお願いいたします。
- 木原国務大臣：次に、総務大臣。
- 林国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。５月の完全失業率は、季節調整値で２．５％と、前月と同率となりました。就業者数は６，８９０万人と、１年前に比べ５２万人増加し、比較可能な昭和２８年以降で過去最多となりました。今後も就業者や完全失業者などの状況を注視してまいります。
- 木原国務大臣：次に、厚生労働大臣。
- 上野国務大臣：令和８年５月の有効求人倍率は、季節調整値で１．１７倍と、前月を０．０１ポイント下回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、有効求人倍率はおおむね横ばいで、求人が引き続き求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しています。物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組むとともに、事業主の方に対する人材確保支援に取り組んでまいります。
- 木原国務大臣：次に、法務大臣。
- 平口国務大臣：「再犯の防止等の推進に関する法律」は、毎年７月を「再犯防止啓発月間」と定めています。また「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援する「更生保護」についての国民の理解を深め、新たな被害者も加害者も生まない明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、毎年７月を強調月間としています。本年は『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを掲げ、この運動への賛同を示す「幸福の黄色い羽根」の下、立ち直り支援の輪が更に広がるよう取り組んでまいります。閣僚各位におかれましても、御支援と御協力をお願いいたします。
- 木原国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 高市内閣総理大臣：私の海外出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、木原内閣官房長官となりますので御了知願います。
- 木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。
- 引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。
- 御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令 和 8 年
6 月 30 日 〕 (火)

◎ 一般案件

資料あり

- 1. 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の効力発生のための通告
- 1. 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の効力発生のための通告
- 1. 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の効力発生のための通告
- 1. 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の効力発生のための通告

について（決定）

(外務省)

//

- { 1. 国際民間航空条約第50条（a）の改正に関する2016年10月6日にモントリオールで署名された議定書の批准
1. 国際民間航空条約第56条の改正に関する2016年10月6日にモントリオールで署名された議定書の批准

について（決定）

(同上)

//

- { 1. 万国郵便連合憲章の第 1 2 追加議定書、万国郵便連合一般規則の第 5 追加議定書及び万国郵便条約の第 2 追加議定書の受諾
1. 万国郵便連合一般規則の第 4 追加議定書及び万国郵便条約の第 1 追加議定書への加入

について（決定）

(同上)

資料
資な

- ☆ニジェール国駐箚特命全權大使胡摩窪淳志に交付すべき信任状及び前任特命全權大使一方井克哉の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）

(同上)

◎国会提出案件

- 資料あり ○「防災に関してとった措置の概況」及び「令和 8 年度の防災に関する計画」について（決定）
（内閣府本府）

- 〃 ○衆議院議員早稲田ゆき（中道）提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）

◎公布（条約）

- 資料なし ☆ { 1. 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定（決定）
1. 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定（決定）
1. 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定（決定）
1. 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定（決定）
（外務省）

- 〃 ☆ { 1. 国際民間航空条約第 5 0 条（a）の改正に関する 2 0 1 6 年 1 0 月 6 日にモントリオールで署名された議定書（決定）
1. 国際民間航空条約第 5 6 条の改正に関する 2 0 1 6 年 1 0 月 6 日にモントリオールで署名された議定書（決定）

（同上）

- 〃 ☆ { 1. 万国郵便連合憲章の第 1 2 追加議定書（決定）
1. 万国郵便連合一般規則の第 4 追加議定書（決定）
1. 万国郵便連合一般規則の第 5 追加議定書（決定）
1. 万国郵便条約の第 1 追加議定書（決定）
1. 万国郵便条約の第 2 追加議定書（決定）

（同上）

◎ 公 布 （ 法 律 ）

資 料 ☆ 防 衛 省 設 置 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 決 定 ）
な し

◎ 政 令

資 料 ○ 衛 星 リ モ ー ト セ ン シ ン グ 記 録 の 適 正 な 取 扱 い の 確
あ り 保 に 関 す る 法 律 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令
（ 決 定 ） （ 内 閣 府 本 府 ）
〃 ○ 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番
号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る
政 令 （ 決 定 ） （ デ ジ タ ル 庁 ）
〃 ○ 防 衛 省 の 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 の 一 部
を 改 正 す る 政 令 （ 決 定 ） （ 防 衛 省 ）

◎ 人 事

資 料 ☆ 内 閣 総 理 大 臣 高 市 早 苗 の 海 外 出 張 に つ い て
な し （ 了 解 ）

資 料 ○ 元 検 事 山 本 達 雄 外 6 3 名 の 叙 位 又 は 叙 勲 に つ い て
あ り （ 決 定 ）

◎ 配 布

☆ 令 和 8 年 版 通 商 白 書 （ 経 済 産 業 省 ）

☆ 労 働 力 調 査 報 告 （ 総 務 省 ）

〔 ○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し 〕